

白浜町新入生ランドセル購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小学校へ入学する児童を監護する者に対して、入学時に必要となるランドセルの購入補助金を交付することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、各家庭の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の補助対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助年度の翌年度に小学校又は特別支援学校の小学部に入学する児童（以下「対象児童」という。）を監護していること。
- (2) 対象児童及びその監護している者が、白浜町に在住していること。
- (3) 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）が町税を滞納していないこと。
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条による教育扶助を受けていないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、児童が小学校等に入学するために購入したランドセル1個の購入費とする。

- 2 特別支援学校の小学部に入学する見込みの児童等で、特別の理由によりランドセルの使用が困難なものに対する前項の規定の適用については、同項中「ランドセル」とあるのを、「ランドセルに類するものとして町長が認めるもの」とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象児童1人につき2万円を限度として、補助対象経費の2分の1の額とする。ただし、補助金額に1円未満の端数が生じた場合、1円未満の金額は切り捨てとする。

(補助金の申請及び請求)

第5条 申請者は、白浜町新入生ランドセル購入補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に補助対象経費を支払ったことを証する領収書の写を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、インターネット通信販売等により購入したもので、領収書の添付が困難な場合は、購入年月日、購入者氏名、店名、購入した品名及び購入金額が記載され、支払いが完了したことを証するものの写を領収書に代えることができる。

- 2 補助金の交付申請は対象児童1人につき1回限りとする。

(交付決定及び通知書類)

第6条 町長は、交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を白浜町新入生ランドセル購入補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 補助金は申請者の指定する金融機関の口座に振込払いをする。ただし、口座名義は申請者本人のものに限る。

(補助金の返還)

第7条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

白浜町新入生ランドセル購入費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

白浜町長 様

申請者（保護者）氏名 住所
電話番号 ⑩

白浜町新入生ランドセル購入補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記により申請（請求）します。

1 申請内容

新入学児童氏名	
生 年 月 日	年 月 日
入学予定学校名	
補助金交付申請額 （ 請 求 額 ）	円
購 入 販 売 店	所在地 名 称

2 振込先

金 融 機 関 名		支店名	
種 別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

※申請者と口座名義人は同一の方で申請してください。

白浜町新入生ランドセル購入補助金の交付に係る審査のため、白浜町長が私の町税の納付況について関係課に確認することに同意します。

申請者（保護者）氏名

※同意しない場合は、「町税に未納がない証明（完納証明）」を添付すること。

（添付書類） ランドセル購入の領収書の写等

様式第2号（第5条関係）

第 年 月 日
号

様

白浜町長 印

白浜町新入生ランドセル購入補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました白浜町新入生ランドセル購入補助金につきまして、下記のとおり交付決定しましたので、白浜町新入生ランドセル購入補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

交付決定額 円